平成２４年（フ）第１８６７号
大阪市平野区平野市町１丁目３番23号
債務者　吉野　由香（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２０号
大阪府吹田市南高浜町37番24号
債務者　菅原　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１４号
大阪府枚方市長尾元町１丁目21番２―12号
債務者　平尾　博彦
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１７号
大阪府枚方市茄子作１丁目39番21号
債務者　久保田めぐみ（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４７号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目12番地の23
債務者　本江香代子（旧姓宗岡）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０８０号
大阪市淀川区十三東１丁目４番18号　大幸マンション30Ｃ号
債務者　福本　早苗
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０８９号
大阪市淀川区木川西２丁目20番13号二美ハイツ402号
債務者　佐藤　春江
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１０２号
大阪府八尾市山城町４丁目５番８号
債務者　松田　和樹
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１１号
大阪市此花区春日出中２丁目５番23号　宮崎マンション201
債務者　西丸チリ子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１５号
大阪市港区池島３丁目５番３―706号
債務者　平野　謙策
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７号
神戸市東灘区深江北町３丁目７番　県営深江北町高層住宅１号棟303号、住民票上の住所京都市南区上鳥羽苗代町２番地レッドボールコート上鳥羽302号室
債務者　茂野　貴志
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
青森市佃１丁目20番23号
債務者　渡邉　典子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
埼玉県蓮田市東６丁目５番22号　ライフニックス202号
債務者　藤嶋　　幸
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
埼玉県蕨市中央５丁目４番８号
債務者　米山　　宏
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
埼玉県上尾市柏座１丁目12番10号　ライオンズステーションプラザ上尾901
債務者　町田　元生
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３００号
さいたま市見沼区大和田町１丁目835番地３フレグランス蘭201号室
債務者　岩倉　　稔
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１―１―104、旧住所埼玉県上尾市大字原市2078番地９
債務者　藤原　孝之
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係